

堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業者公募に関する仕様書

1 はじめに

堺市ヒストリックカー・コレクション（以下、ヒストリックカーという。）は、1920年代後半から80年代前半のドイツの名車BMWを中心に構成され、BMW社の最高峰スポーツモデルであるBMW 328ロードスターや世界で最も美しいロードスターといわれたBMW 507ロードスター、BMW社唯一の商業車で世界にも数台しかないBMW F79スリーホイーラーなどの貴重な名車を有し、BMW車のコレクションとしては世界でも屈指のものです。

このヒストリックカーは、カメラのドイの創業者である故土居君雄氏が、ドイツの工業技術に対する憧れから、名車BMWを長年に渡り収集され、「ドイBMWコレクション」として世界的に注目を集めたものです。土居氏は1990年に他界されましたが、妻の満里恵様が新婚時代を堺の浜寺で過ごされた良き思い出から、1993年に本市に寄贈されました。

本市では、堺市竹城台倉庫（堺市南区竹城台3-21-3）において保管し、ヒストリックカーの魅力を全国に発信するため、堺まつりや区民まつり等での展示や民間企業や各種団体が関係するイベント等への有料貸出を行ってきました。

2 対象物件

物件名		台数
ヒストリックカー	車両	50台
	木型	5台
	部品	一式

※詳細は別紙資料のとおり

3 事業期間

契約日から5年間

事業期間中におけるヒストリックカーの維持管理や活用展開が良好と認められる場合、契約内容等について本市と再協議のうえ、事業期間の延長（最長5年）を認める。

※契約締結後から6ヶ月以内に、上記対象物件の全てを堺市竹城台倉庫から搬出し、それ以降、維持管理及び損害賠償等の責を負うものとする。

4 貸付料

最低貸付料はありません。

なお、企画提案書類に貸付料を記載した場合、支払回数は年1回とし、毎年6月1日までに本市の発行する納入通知書により納付すること。納付期限が土曜日又は日曜日、祝日の場合は、直前の平日を納付期限とすること。

5 業務内容

当業務は、民間等のノウハウを活用し、ヒストリックカーを効果的・効率的に活用することをはじめ、適正に維持管理することで、本市の都市魅力の向上等に資することを目的とします。当業務の実施にあたっては、必ず堺市の都市魅力の発信及び寄贈者の顕彰を行うこと。

(1) 活用展開

ヒストリックカーの展示・走行イベント等の実施を通じて、より多くの人々がヒストリックカーの魅力に触れることができる機会を創出すること。

なお、実施にあたっては、借受人が自ら実施するほか、他の法人、団体、個人等に対して有償又は無償で貸与し、活用させることを妨げない。その場合は、事前に本市に書面で報告し、承認を得たうえで実施すること。また、展示イベントや施設等への入館料やサービス料金を設定し、収入を得ることも可とします。

(2) 維持管理

歴史的・希少的価値が高いヒストリックカーを適切な環境（屋内、十分な面積、セキュリティ等）のもと保管し、ヒストリックカーの価値の維持・向上のために、適宜、点検及び美装、修繕等を行うこと。

ヒストリックカーの部品交換、修繕等を行う場合は、原則、オリジナル性（部品や工法等）を確保するとともに、事前に本市に計画書等を提出して承認を得ること。また、本市が必要であると判断した場合は、メーカーであるビー・エム・ダブリュー株式会社の指導・助言等を受けることとする。

ただし、軽微な修繕等であれば口頭による確認で可とします。

(3) 本市の都市魅力の発信

ヒストリックカーの活用展開を通じて、堺のまちや人、歴史、文化など堺の持つ多様な魅力を知っていただく機会を創出することで、本市に対する興味・関心を喚起し、知名度、都市イメージを向上させること。

(4) 故土居君雄氏の顕彰

ヒストリックカーを長年に渡って収集され、「ドイBMWコレクション」として世界的に注目を集めた故土居君雄氏の功績を讃えるための顕彰を行うこととする。

(5) その他

上記のほか、本市及び堺市民にとって有益な企画を検討することとする。

6 経費の負担

原則として、ヒストリックカーの活用及び維持管理、搬出入等に係る全ての費用は、借受人において負担することとします。

ただし、レストアのようにヒストリックカーの価値が著しく向上するような修繕等を行う場合は市の許可を得ること。その費用負担については、本市と借受人が別途、協議することとします。

7 原状回復

事業期間が満了するときは満了する日までに、契約を解除されたときは本市の指定する期日までに、借受人は自らの費用で、対象物件を速やかに原状に回復し、本市の検査を受けて返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めたときは現状のまま返還することができる。

なお、事業期間が満了する日または本市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用を借受人の負担とする。この場合、借受人は何らの異議を申し立てることはできない。

8 損害賠償

借受人は、その責に帰すべき理由により、対象物件の全部または一部を滅失、または棄損したときは、当該滅失または棄損による対象物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、対象物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、借受人は、契約書及び仕様書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

9 法令の遵守

ヒストリックカーの活用及び維持管理等にあたっては、関係法令及び関係規定を遵守すること。

10 特記事項

- (1) 本業務に必要な諸手続きは借受人が行うものとし、これに要する経費は借受人の負担とする。
- (2) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査に要する費用はすべて借受人の負担とする。
- (3) 業務遂行上の必要に応じて本市から貸与した資料等については、厳重に管理し、本市の許可なく本業務の目的外の使用、第三者への貸与または公表してはならない。
また、業務終了後は直ちに当該資料を本市に返却すること。
- (4) 必要に応じて業務経過の状況を報告するとともに、業務の進め方等について本市担当者と随時綿密に協議を行うものとする。
また、契約日から1年ごとに事業報告書を提出すること。その報告書に基づきモニタリングを行い、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、本市と借受人が協議して定めるものとする。